

会員通知 第146号  
平成16年 6月29日

会員代表者各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 伊藤 義郎

証券会社の行為規制等に関する内閣府令の改正に伴う「業務規程」等の一部改正について

本所は、別紙のとおり「業務規程」等を一部改正し、平成16年6月30日から施行しますので、御通知いたします。

今般、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(以下「内閣府令」)の改正により、証券取引法で禁止する取引一任勘定の適用除外として、証券会社の親会社等のうち外国において証券業を営む者が行う自己取引に限り、一定の要件のもと、数及び価格のみでなく、売買の別、銘柄についても証券会社が定めることができることを内容とする契約(以下、「取引一任契約」)の締結が認められることとなります。

また、当該取引一任契約に基づく取引は、当該親会社等である委託者の計算によるものではありませんが、実質的に証券会社の投資判断に基づいて行われることから、安定操作取引期間中の自己買付け等の証券会社の自己取引に係る所要の行為規制が当該取引にも適用されることとなっています。

そこで、これらの内閣府令の改正の趣旨を踏まえ、本所においても、「業務規程」等について所要の改正を行うこととします。

改正の概要は、以下のとおりです。また、公開買付代理人等の公開買付期間中の取引一任契約に基づく買付けの取扱いにつきましては、別添をご参照ください。

(1) 立会外分売に関する制約

立会外分売を取り扱う会員は、立会外分売前日の最終値段の形成について、自己の計算等に加えて、取引一任契約に基づき関与してはならないこととします。

(2) 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置

会員の自己の計算による売付け又は買付けについて制限又は禁止措置に関し、取引一任契約に基づく取引も含むものとします。

(3) 安定操作取引に関する行為

会員が海外募集等において安定操作委託者として取引所に通知された場合に、自己買付けと同様、安定操作期間内の安定操作以外の取引一任契約に基づく買付けを禁止します。

(4) その他

その他所要の改正を行います。

以上

## 公開買付代理人等の公開買付期間中の取引一任契約に基づく買付けについて

証券取引法（第 27 条の 5 及び第 27 条の 22 の 2 第 2 項）では、公開買付代理人等は、公開買付期間中に公開買付けによらないで当該公開買付けに係る株券等の買付け等を行う、いわゆる別途買付けが禁止されており、その別途買付禁止の例外として、証券取引法施行令第 12 条及び第 14 条の 3 の 6 で適用除外行為が規定されています。

証券取引法施行令第 12 条第 1 号及び第 14 条の 3 の 6 第 3 号では、「公開買付者等以外の者の委託を受けて買付け等をする場合」が適用除外として規定されています。そこで、取引一任契約に基づく買付けが当該規定に該当するか当局に確認を行ったところ、取引一任契約を締結する委託者の計算による買付けではありますが、制度上、数及び価格のみではなく、売買の別、銘柄についても証券会社が定めることができる買付けであるため、当該適用除外の規定には該当しない旨の見解が示されました。

そのため、公開買付代理人等の取引一任契約に基づく買付けが認められるのは、証券取引法施行令第 12 条及び同第 14 条の 3 の 6 で規定する他の適用除外行為の範囲となります。なお、本所業務規程第 56 条において規定している買付行為については取引一任契約に基づく買付けも含まれることとなります。

「業務規程」等の一部改正について

( ページ )

1 . 業務規程の一部改正新旧対照表 .....	1
2 . 有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正 新旧対照表 .....	2
3 . 公開買付けについての定款第 5 9 条に関する理事会決定の一部改正新旧 対照表 .....	3
4 . 安定操作取引についての定款第 5 9 条に関する理事会決定の一部改正新 旧対照表 .....	4

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(立会外分売に関する制約)</p> <p>第36条 立会外分売を行う正会員(以下「立会外分売取扱正会員」という。)は、第32条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)の形成について、自己の計算により、取引一任契約(証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第1条第1項第2号に規定する取引一任契約をいう。)に基づく注文若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により若しくは他の正会員に委託することによって関与し又は他の正会員をして関与させてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(安定操作期間内における自己買付け等)</p> <p>第57条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令第4条第6号イ及びホに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年6月30日から施行する。</p>	<p>(立会外分売に関する制約)</p> <p>第36条 立会外分売を行う正会員(以下「立会外分売取扱正会員」という。)は、第32条第2項の届出を受理した日における当該銘柄の最終値段(本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段)の形成について、自己の計算若しくは当該分売を委託した顧客の委託注文により若しくは他の正会員に委託することによって関与し又は他の正会員をして関与させてはならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(安定操作期間内における自己買付け)</p> <p>第57条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和40年大蔵省令第60号)第4条第6号イに規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため必要なもの又は個別の銘柄に対する投資判断に基づかないものと認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p>

有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 正会員の自己の計算による売付け又は買付け(取引一任契約に基づく売付け又は買付けを含む。)の制限又は禁止</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年6月30日から施行する。</p>	<p>(有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置)</p> <p>第1条 定款第36条の2の規定に基づき、本所が有価証券の売買等又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 正会員の自己計算による売付け又は買付けの制限又は禁止</p>

公開買付けについての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令（昭和40年政令第321号。以下「<u>施行令</u>」という。）第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等（<u>法第27条の2に規定する株券等をいう。以下同じ。</u>）の買付け等（<u>法第27条の2に規定する買付け等をいう。以下同じ。</u>）を行う者（以下「<u>公開買付者の関係者</u>」という。）となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）<u>公開買付者等（法第27条の3に規定する公開買付者等をいう。以下同じ。）に売付け等（法第27条の2に規定する売付け等をいう。）を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等（取引一任契約に基づく買付けを含む。）を本所の市場において行うこと。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年6月30日から施行する。</p>	<p>1 正会員は、公開買付けについて公開買付者のために証券取引法施行令第8条第4項各号若しくは第14条の3の3第4項各号に掲げる事務を行う者又は公開買付者を代理して公開買付けによる株券等の買付け等を行う者（以下「<u>公開買付者の関係者</u>」という。）となる場合には、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）公開買付者等に売付け等を行うことを目的として、公開買付者の関係者となることを決定した後、当該公開買付けについて公告を行う日前において、自己の計算により当該公開買付けに係る株券等の発行者の発行する株券等の買付け等を本所の市場において行うこと。</p>

安定操作取引についての定款第59条に関する理事会決定の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 正会員は、募集（50名以上の者を相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「時価新株予約権付社債券等」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）安定操作取引の委託をすることができる者（施行令第20条第3項各号に掲げる者をいい、次の（3）に規定する者及び会員であることを知りながら、その者から買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託及び安定操作取引（<u>（4）に規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。</u>）の受託を除く。）をす</p>	<p>1 正会員は、募集（50名以上のものを相手方として行うものに限る。以下同じ。）又は売出し（役員又は従業員に対する新株予約権の発行その他のストック・オプションと認められるものの付与に係る募集又は売出しを除く。）に係る有価証券（時価又は時価に近い一定の価格により株券が発行され若しくは移転される新株予約権を表示する新株予約権証券（以下「時価新株予約権証券」という。）又は当該新株予約権を付与されている新株予約権付社債券等（以下「時価新株予約権付社債券」という。）以外の新株予約権証券又は社債券及び時価又は時価に近い一定の価格により発行する上場株券（時価新株予約権証券の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権証券、時価新株予約権付社債券等の募集又は売出しの場合には上場株券又は上場時価新株予約権付社債券等）について、安定操作取引（証券取引法施行令（以下「施行令」という。）第20条第1項に規定する安定操作取引。以下同じ。）をすることができる期間（施行令第22条第2項から第4項までに規定する安定操作期間（以下「安定操作期間」という。））内において執行する条件の買付けに関し、次に掲げる行為を行ってはならない。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）安定操作取引の委託をすることができる者（施行令第20条第3項各号に掲げる者をいい、次の（3）に規定する者及び会員であることを知りながら、その者から買付けの受託（有価証券等清算取次ぎの受託及び安定操作取引の受託を除く。）をする行為</p>

る行為

( 3 ) 安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者と元引受契約を締結した外国証券業者であることを知りながら、その者から買付け（その者の計算による買付けに限る。）の受託（安定操作取引（( 4 ) に規定する場合以外の場合にあっては、取引一任契約に基づく安定操作取引を除く。）の受託及び業務規程第 5 7 条各号に掲げる買付けの受託を除く。）をする行為

( 4 ) 安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者により施行令第 2 0 条第 3 項第 5 号に掲げる者として通知された場合において、自己の計算による買付け（安定操作取引及び業務規程第 5 7 条各号に掲げる買付けを除く。）、取引一任契約に基づく買付け（安定操作取引及び業務規程第 5 7 条各号に掲げる買付けを除く。）及び買付けの委託（有価証券等清算取次ぎの委託（自己の計算による買付け（安定操作取引を除く。）及び取引一任契約に基づく買付け（安定操作取引を除く。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を除く。）をする行為

付 則

この改正規定は、平成 1 6 年 6 月 3 0 日から施行する。

( 3 ) 安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者と元引受契約を締結した外国証券業者であることを知りながら、その者から買付け（その者の計算による買付けに限る。）の受託（安定操作取引の受託及び業務規程第 5 7 条各号に掲げる買付けの受託を除く。）をする行為

( 4 ) 安定操作取引に係る有価証券（本邦以外の地域において行われる募集又は売出しに係るものに限る。）の発行者により施行令第 2 0 条第 3 項第 5 号に掲げる者として通知された場合において、自己の計算による買付け（安定操作取引及び業務規程第 5 7 条各号に掲げる買付けを除く。）及び買付けの委託（有価証券清算取次ぎの委託（自己の計算による買付け（安定操作取引を除く。）に係る有価証券等清算取次ぎの委託を除く。）を除く。）をする行為